

潟上市自治基本条例の見直しについての方針

令和 2 年 10 月 23 日

潟 上 市

1. 潟上市自治基本条例の見直しに関する検討について

本市は、市民の「参画」と「協働」による市政の運営を目指し、本市の自治に関する最高規範と位置づける「潟上市自治基本条例」を平成 24 年 6 月に公布、翌 25 年 1 月 1 日に施行しました。

この自治基本条例の第 30 条には、「市は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、社会経済状況の変化の照らしてこの条例の内容を見直し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。」と見直し規定を設けています。平成 28 年には条例施行後初となる見直し（結果、条文は改正せず）を行いました。それから 4 年が経過しようとしていることから、このたび再度の見直しに関する検討を行いました。

<検討方法>

- ①市では、令和 2 年 9 月 24 日に「潟上市自治基本条例の見直しに関する取組方針」を定め、条例制定後の取組状況のとりまとめを行いました。
- ②市民からなる「潟上市自治基本条例推進委員会」を 10 月 15 日に開催し、見直しに関する意見聴取を行いました。

【潟上市自治基本条例推進委員会において出された意見】

- 現時点では条文を変える必要はない。
- 各条文に基づいた取組を今後も継続的に実施してほしい。
- 公募委員への応募が少ないため、会議内容の周知や日程など配慮が必要。

2. 検討後の条例見直しについての方針

今後も条例に定める自治の基本原則に添った取組を推進する必要がある、また、各条文に基づいた取組も継続的に行われていることから、条例の条文改正は行わないこととします。